

令和8年度 改良事業

ずい道配水池（入口）流量計設置工事

に伴う路面本復旧工事

工 事 設 計 書


令和 08 年度 設 計 積 算 書 表 紙 ( 当 初 )

設 計 書 番 号	年度 08	
事 業 所 名	三浦市	
( 工 事 ・ 業 務 ) 名	令和8年度 改良事業 ずい道配水池（入口）流量計設置工事に伴う路面本復旧工事	
( 工 事 ・ 業 務 ) 箇 所	三浦市初声町下宮田地内	
( 河 川 ・ 路 線 ・ 区 域 ) 名		
単 価 採 用 地 区 名	横須賀	
事 業 区 分	単費	
工 期		
設 計 金 額	( 円 )	
	円	
設 計 概 要	路面本復旧工事 As舗装工 車道部 t=5cm A=156m <sup>2</sup>	
( 起 工 ・ 変 更 ) 理 由	本工事は、令和6・7年度 ずい道配水池（入口）流量計設置工事にて施工した箇所の路面本復旧工事を行うものです。	

令和 08 年度 設 計 積 算 書 表 紙 ( 当 初 )

<支出科目>

款	資本的支出
項	建設改良費
目	改良費
目の細目	
節	工事請負費

<合併区分情報>

合併処理設定	しない	
	区 分 1	
	区 分 2	
	区 分 3	
	区 分 4	
	区 分 5	
	区 分 6	
	区 分 7	
	区 分 8	
	区 分 9	

<全体金額情報>

	当初官積算額 (a)	当初請負額(b1)	今回変更官積算額 (c)	今回変更請負額	増減 (d)-(b1) or (b2)	備 考
		前回変更請負額(b2)		(d)=(b1)/(a)×(c)		
本工事費						
工事価格						
消費税等相当額						

令和 08 年度 積算諸条件調書 ( 当初 )

経費等情報	主たる工種	舗装工事		
	施工地域・工事場所区分	一般交通影響有(2)		
	現場環境改善費計上区分	計上しない		
	緊急工事による補正			
	前払金支出割合	35%を超える場合		
	契約保証の方法	補正なし		
	間接工事費率補正 (上記「施工地域・工事場所区分」、「契約保証」以外で補正がある場合)			
	共通仮設費率補正	0.00%		
	現場管理費率補正	0.00%		
	一般管理費率補正	0.00%		
	間接労務費・工場管理費計上区分			
	土木工事標準積算基準書 適用年版	令和07年7月1日適用		
	土木工事資材等単価表 適用年版	令和8年5月1日基準		
	週休割増補正区分	月単位<現場閉所>		
	ICT施工補正区分	補正しない		
積算数量等情報	名称	採用数量	単位	備考
	交通誘導警備員 (B) 昼間勤務 交代要員無	15	人	

(その他情報欄)



# 本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本工事費							
舗装工事			1	式			
改良事業			1	式			
路面本復旧工事			1	式			第 0001 号 内訳書
仮設工			1	式			第 0002 号 内訳書
直接工事費計			1	式			
共通仮設費計			1	式			
共通仮設費 (率分)			1	式			【千円止】
純工事費			1	式			
現場管理費			1	式			【千円止】
工事原価			1	式			
一般管理費等			1	式			
工事価格			1	式			【万円止】

# 本 工 事 費 内 訳 書

(上段:前回 下段:今回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
消費税及び地方消費税相当額			1	式			10.00%
本工事費計			1	式			

第0001号 内訳書  
路面本復旧工事

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0010) アスファルト舗装工	1	式			第0001号下内
合 計					

第0002号 内訳書  
仮設工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0020) 交通誘導警備員	1	式			第0002号下内
合 計					

第0001号 下位内訳書  
 AMA0010 アスファルト舗装工

1 式 当り  
 適用年版 T0805  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(CB430510) 舗装版切断	39	m			第0001号単価表
(Z132543710) 舗装版切断濁水処分費 (東部地区) アスファルト舗装版	0.045	m3			
(Z132542700) 舗装版切断濁水運搬費 ダンプトラック 2 t 積級	1	回			
(DKM00150) 舗装版取壊し積込(バックホ)	156	m2			第0002号単価表
(DKM00240) ダンプトラック (4t積) AS塊・CO塊運搬	7.8	m3			第0004号単価表
(Z132597000) 廃材処理料 (東部地区) AS殻	7.8	m3			
(CB210030) 床掘り	19	m3			第0006号単価表
(DKM00210) ダンプトラック (4t積) 運搬	19	m3			第0007号単価表
(Z132597040) 廃材処理料 (東部地区) 路盤材 (上層・下層)	19	m3			
(CB410041) 上層路盤 (歩道部)	99	m2			第0008号単価表
(CB410010) 不陸整正	57	m2			第0009号単価表
(CB410260) 表層 (車道・路肩部)	156	m2			第0010号単価表
合 計					

第0001号 下位内訳書  
 AMA0010 アスファルト舗装工

1 式 当り  
 適用年版 T0805  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	1	式			円/式

第0002号 下位内訳書  
 AMA0020 交通誘導警備員

1 式 当り  
 適用年版 T0805  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(WB010212) 交通誘導警備員B		人日			第0011号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第0001号 単価表 機労材構成比情報  
CB430510 舗装版切断

1 m 当り  
適用年版 T0805

名 称 / 規 格	東 京 単 価	構 成 比	地 区 単 価	明 細 情 報	摘 要
コンクリートカッタ[ハキューム式(超低騒音型)]			【損料】		M001161013
湿式 切削深20cm級 プレート径φ56cm	M001161013				
特殊作業員					R0101
	R0101				
土木一般世話役					R0125
	R0125				
普通作業員					R0102
	R0102				
コンクリートカッタ (プレート)					Z006540009
径18インチ	Z006540009				
ガソリン					Z006704001
レキキュラー	Z006704001				
標準単価		積算単価			
	1 m	当り		円/m	
条 件 名 称	入 力 値	条 件 値			
J01 舗装版種別	1	アスファルト舗装版			
J02 アスファルト舗装版厚	1	15cm以下			
J05 費用の内訳	1	全ての費用			

第0002号 単価表  
DKM00150 舗装版取壊し積込(ハックホ)

100 m2 当り  
適用年版 T0805

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0125) 土木一般世話役		人			
(R0102) 普通作業員		人			
(DKM00115) バックホウ運転		時間			第0003号単価表
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	m2			円/m2
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 舗装厚	1		0cmを越え10cm以下		
J02 ハックホ機種	1		山積0.28m3[平積0.2m3]		
J03 ハックホ規格	2		排出ガス対策型(第2次基準値)		

第0003号 単価表  
DKM00115 バックホウ運転

1 時間 当り  
適用年版 T0805

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0114) 運転手(特殊)		人			
(Z006702002) 軽油		L			
(M000202015) バックホウ(クロー) [標準] 排ガス型(第2次) 山積0.28m3		時間	【損料】		(13欄)
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	時間			円/時間
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 バックホウ機種	1		山積0.28m3[平積0.2m3]		
J02 バックホウ規格	2		排出ガス対策型(第2次基準値)		

第0004号 単価表  
DKM00240 ダンプトラック(4t積)AS塊・CO塊運搬

10 m3 当り  
適用年版 T0805

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DKM00225) ダンプトラック運転		日			第0005号単価表
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	m3			円/m3
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 処理対象	1		アスファルト・コンクリート(無筋)		
J02 バックホウ機種	2		山積0.28m3 [平積0.2m3]		
J03 DID区間の有無	2		有		
J07 運搬距離(0.28m3 DID有)	7		9.0km以下		
J08 土の損耗状態	1		良好		

第0005号 単価表  
DKM00225 ダンプトラック運転

1 日 当り  
適用年版 T0805

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0115) 運転手(一般)		人			
(Z006702002) 軽油		L			
(M000301002) ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 4t積級		供用日	【損料】		(15欄)
(Z010020045) タイヤ損耗費 4t積級 良好 供用日		供用日			
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	日			円/日
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 機種	2	4t積			
J02 タイヤの損耗状態	1	良好			

第0006号 単価表 機労材構成比情報  
CB210030 床掘り

1 m3 当り  
適用年版 T0805

名 称 / 規 格	東 京 単 価	構 成 比	地 区 単 価	明 細 情 報	摘 要
バックホウ(クローラ) [後方超小旋回型] 排ガス型(第2次) 山積0.28m3	M000202096		【損料】		M000202096
運転手(特殊)	R0114				R0114
普通作業員	R0102				R0102
軽油	Z006702002				Z006702002
標準単価		積算単価			
	1 m3	当り		円/m3	
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 土質	1	土砂			
J02 施工方法	5	上記以外(小規模)			
J05 費用の内訳	1	全ての費用			

第0007号 単価表  
DKM00210 ダンプトラック(4t積)運搬

10 m3 当り  
適用年版 T0805

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DKM00225) ダンプトラック運搬		日			第0005号単価表
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	m3			円/m3
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 バックホウ機種	2		山積0.28m3 [平積0.2m3]		
J02 DID区間の有無	2		有		
J06 運搬距離(0.28m3 DID有)	7		9.0km以下		
J07 土代の損耗状態	1		良好		

第0008号 単価表 機労材構成比情報  
CB410041 上層路盤(歩道部)

1 m2 当り  
適用年版 T0805

名称 / 規格	東京単価	構成比	地区単価	明細情報	摘要
小型バックホ(クローラ型)[後方超小旋回型] 超低騒音型 排ガス型(第3次) 山積0.09m3	M000201100		【損料】		M000201100
振動ローラ(舗装用)[搭乗・コンバインド式] 運転質量3~4t	L001070011		【賃料】		L001070011
運転手(特殊)	R0114				R0114
特殊作業員	R0101				R0101
普通作業員	R0102				R0102
土木一般世話役	R0125				R0125
再生粒度調整碎石 RM-40	ZP21250021				Z002125003
軽油	Z006702002				Z006702002
標準単価		積算単価			
	1 m2	当り		円/m2	
条件名称	入力値		条件値		
J01 全仕上り厚(実数入力)	200		200 mm		
J02 施工区分	2		2層施工		
J03 材料	3		再生粒度調整碎石 RM-40		
J04 費用の内訳	1		全ての費用		

第0009号 単価表 機労材構成比情報  
CB410010 不陸整正

1 m2 当り  
適用年版 T0805

名称 / 規格	東京単価	構成比	地区単価	明細情報	摘要
モータレータ[土工用]			【損料】		M000701021
排出ガス対策(2014年規制)プレート幅3.1m	M000701021				
ロッドローラ[マカダム]			【賃料】		L001050002
運転質量10～12t	L001050002				
タイヤローラ[普通型]			【賃料】		L001060004
運転質量13～14t	L001060004				
運転手(特殊)					R0114
	R0114				
普通作業員					R0102
	R0102				
特殊作業員					R0101
	R0101				
土木一般世話役					R0125
	R0125				
再生粒度調整砕石					Z002125003
RM-40	Z002122003				
軽油					Z006702002
	Z006702002				
標準単価		積算単価			
	1 m2	当り		円/m2	
条件名称	入力値	条件値			
J01 補足材料の有無	2	有り			
J02 補足材料平均厚さ	6	28mm以上34mm未満			
J03 補足材料	9	再生粒度調整砕石 RM-40			
J04 費用の内訳	1	全ての費用			

第0010号 単価表 機労材構成比情報  
CB410260 表層(車道・路肩部)

1 m2 当り  
適用年版 T0805

名称 / 規格	東京単価	構成比	地区単価	明細情報	摘要
アスファルトフィニッシュ [ホイール型]舗装幅1.4~3.0m	L001210001		【賃料】		L001210001
振動ローラ(舗装用)[搭乗・コンバインド式] 運転質量3~4t	L001070011		【賃料】		L001070011
タイヤローラ[普通型] 運転質量3~4t	L001060001		【賃料】		L001060001
普通作業員	R0102				R0102
運転手(特殊)	R0114				R0114
特殊作業員	R0101				R0101
土木一般世話役	R0125				R0125
アスファルト混合物 再生密粒度アスコン(13)、小型車割増	ZP41000030				Y001102000 -00002
アスファルト乳剤 PK-3 プライムコート用	Z004130002				Z004130002
軽油	Z006702002				Z006702002
標準単価		積算単価			
	1 m2	当り		円/m2	
条件名称	入力値	条件	値		
J01 平均幅員	3		1.4m以上3.0m以下		
J02 1層当平均仕上厚			50mm以下		
J03 1層当平均仕上厚			50mm超70mm以下		
J04 1層当平均仕上厚	50		70mm以下		

第0010号 単価表 機労材構成比情報  
CB410260 表層(車道・路肩部)

1 m2 当り  
適用年版 T0805

J05 材料	35	各種(2.30以上2.40t/m3未満)
J06 瀝青材料種類	2	プライムコート PK-3
J07 費用の内訳	1	全ての費用

第0011号 単価表  
WB010212 交通誘導警備員B

1 人日 当り  
適用年版 T0805

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0804) 交通誘導警備員B		人			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ) Σ [1]	1	式			
合 計					
	1	人日			円/人日

## 登 録 単 価 一 覧 表

単価コード	名 称	単 位	適用年版	単 価	資源区分	管理費区分	摘 要
Y001102000 -00002	アスファルト混合物 再生密粒度アスコン（13）、小型車 割増	t	T0805	14,900	資材単価	全間接費対 象	













施工パッケージ単価分  
 総量集計表(参考) [機械器具損料]

単価名称 / 規格	数量(参考)	単位	単価	金額	摘要
ロードローラ[カタム] 運転質量10～12t		日			( L001050002 )
タイヤローラ[普通型] 運転質量3～4t		日			( L001060001 )
タイヤローラ[普通型] 運転質量13～14t		日			( L001060004 )
振動ローラ(舗装用)[搭乗・コンバインド式] 運転質量3～4t		日			( L001070011 )
アスファルトフィニッシャ [ホイール型]舗装幅1.4～3.0m		日			( L001210001 )
小型バックホウ(クローラ型)[後方超小旋回型] 超低騒音型 排ガス型(第3次) 山積0.09m <sup>3</sup>		供用日			( M000201100 )
バックホウ(クローラ)[後方超小旋回型] 排ガス型(第2次) 山積0.28m <sup>3</sup>		供用日			( M000202096 )
モータグレーダ[土工用] 排出ガス対策(2014年規制)プレート幅3.1m		供用日			( M000701021 )
コンクリートカッター[ハキューム式(超低騒音型)] 湿式 切削深20cm級 プレート径φ56cm		供用日			( M001161013 )
		式			

## 施 工 パ ッ ケ ー ジ 材 料 集 計 表

単価コード	単価名称	標準単価	材料率(%)	数量	材料分金額	条件情報
CB430510	舗装版切断			39		J01=アスファルト舗装版 / J02=15cm以下 / J05=全ての費用
CB210030	床掘り			19		J01=土砂 / J02=上記以外(小規模) / J05=全ての費用
CB410041	上層路盤(歩道部)			99		J01=200 mm / J02=2層施工 / J03=再生粒度調整碎石 RM-40 / J04=全ての費用
CB410010	不陸整正			57		J01=有り / J02=28mm以上34mm未満 / J03=再生粒度調整碎石 RM-40 / J04=全ての費用
CB410260	表層(車道・路肩部)			156		J01=1.4m以上3.0m以下 / J02=mm / J03=mm / J04=50 mm / J05=各種(2.30以上2.40t/m3未満) / J06=プライムコート PK-3 / J07=全ての費用
合計						

## 舗装面積集計表

1) . 双方向舗装工 車道部 表層：再生密粒度13mm t=5cm

CAD求積 A= 156.96 = 156.96 m<sup>2</sup>

2) . 上層路盤工 車道部 再生粒度調整碎石RM-40 t=20cm

CAD求積 A= 99.48 = 99.48 m<sup>2</sup>

令和8年度 ずい道配水池(入口)流量計設置工事に伴う路面本復旧工事

アスファルト舗装工

1) アスファルト舗装工 車道部 表層:再生密粒度13mm t=5cm		
①As舗装面積 車道 幅員1.4m以上3.0m未満 面積集計表 1)より		= 156.96 m <sup>2</sup>
2) 上層路盤工 車道部 再生粒度調整碎石RM-40 t=200		
②上層路盤面積 2層施工 (1層t=100) 面積集計表 2)より		= 99.48 m <sup>2</sup>
<b>1. 舗装版切断</b> アスファルト舗装版 t=15cm以下		
CAD延長 t=5cm L1= 39.01		= 39.01
	39.01 ÷	39 m
<b>2. 舗装版切断濁水処理費</b> アスファルト舗装版		
舗装版切断濁水発生量 L1より t=5 V= 0.023 * 0.05 * 39.01		= 0.045 m <sup>3</sup>
<b>3. 舗装版切断濁水運搬費</b> ダンプトラック2t積級		
2. 舗装版切断濁水処理費より 0.045 * 1.40 / 2		= 0.03
	0.03 ÷	1 回
<b>4. 舗装版取壊し積込(ハックル)</b> As 0cmを超え10cm以下 0.28m <sup>3</sup> BH		
① A= 156.96		= 156.96
	156.96 ÷	156 m <sup>2</sup>
<b>5. ダンプトラック(4t積)As・Co塊運搬</b> As塊 4t車 6.8km DID区間有		
① 厚さ V= 156.96 * 0.05		= 7.85
	7.85 ÷	7.8 m <sup>3</sup>
<b>6. 廃材処理料(東部地区)</b> As殻		
5. ダンプトラック(4t積)As・Co塊運搬より V= 7.85		= 7.85
	7.85 ÷	7.8 m <sup>3</sup>
<b>7. 床掘り</b> 路盤材等 0.28m <sup>3</sup> BH		
② 厚さ V= 99.48 * 0.20		= 19.90
	19.90 ÷	19 m <sup>3</sup>
<b>8. 土砂等運搬</b> 0.28m <sup>3</sup> BH積込 4t車 路盤材等 6.8km DID区間有		
上記7. 床掘りより V= 19.90		= 19.90
	19.90 ÷	19 m <sup>3</sup>
<b>9. 廃材処理料(東部地区)</b> 路盤材(上層・下層)		
上記7. 床掘りより V= 19.90		= 19.90
	19.90 ÷	19 m <sup>3</sup>
<b>10. 上層路盤(車道・路肩部)</b> 再生粒度調整碎石 RM-40 t=20cm 2層施工		
⑤ V= 99.48		= 99.48
	99.48 ÷	99 m <sup>2</sup>





# 特記仕様書

本仕様書は、令和8年度 改良事業 ずい道配水池（入口）流量計設置工事に伴う路面本復旧工事に適用するものとする。

1. 請負者は、速やかに施工計画書を作成し、監督員に提出すること。
2. 本工事において、この特記仕様書によらないものについては「土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理基準」を遵守すること。  
なお、土木工事共通仕様書は令和6年11月、土木工事施工管理基準は令和4年4月に改正となったため注意すること。
3. 請負者は、周辺住民に与える建設公害等を極力軽減するように配慮した上で資機材、建設発生土等の運搬経路、資材の仮置場、工事区域を区分する保安施設等の設置箇所、工事期間、施工方法等について十分に検討を行い、周辺住民に周知を図るものとする。
4. 請負者は本工事施工にあたり、公道・公共用地及び民有地等を利用して工事を行う場合は、各所有者及び管理者の承諾を得なければならない。  
また、上記の用地を利用した場合、原則として工事完了後に請負者の責任を持って現況に復旧すること。
5. 建設廃材処理については、所定の様式に必要事項を漏れなく記載し提出すること。
6. 本工事は週休2日制確保工事（土木工事）であり、工期の設定を通常より長く見込んでいるが、竣工図書・工事写真などの完成書類一式は、竣工検査の1週間前までには必ず監督員へ提出すること。

## 建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書

本特記仕様書は、建設副産物についての取扱い及び建設副産物実態調査に関する事項を定めるものであり、三浦市上下水道部給水課が発注する工事に適用する。

### I. 総則

#### 1 用語の定義

本特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- |                      |  |
|----------------------|--|
| (1) 建設工事             | 土木建築に関する工事をいう。   |
| (2) 建設副産物            | 建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。  |
| (3) 建設廃棄物            | 建設副産物のうち廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものをいう。   |
| (4) 建設資材             | 土木建築に関する工事に使用する資材をいう。  |
| (5) 建設資材廃棄物          | 建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったものをいう。   |
| (6) 建築物等             | 建築物その他の工作物をいう。   |
| (7) 解体工事             | 建築物にあつては、当該建築物のうち構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事をいい、建築物以外の工作物にあつては、当該工作物の全部又は一部を取り壊す工事をいう。  |
| (8) 新築工事等            | 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事をいう。   |
| (9) 分別解体等            | ア 解体工事の場合は、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為をいう。<br>イ 新築工事等の場合は、当該工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為をいう。                       |
| (10) 再資源化            | 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む）に該当するもので次に掲げる行為をいう。<br>ア 資材又は原材料として利用することができる状態にすること。<br>イ 燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にすること。 |
| (11) 対象建設工事          | 建設リサイクル法に規定する対象建設工事をいう。  |
| (12) 建設発生木材等         | 建設工事（工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴って副次的に得られた解体木くず、伐木材、伐根材その他の木材が廃棄物になったものをいう。  |
| (13) 建設リサイクル資材       | 「県土整備局公共工事グリーン調達基準」の別表第7に定める認定対象品目の資材をいう。  |
| (14) 再生資源利用促進計画(実施)書 | 資源有効利用促進法に規定する再生資源利用促進計画（実施状況）をいう。   |
| (15) 再生資源利用促進計画(実施)書 | 資源有効利用促進法に規定する再生資源利用計画（実施状況）をいう。   |

### II. 建設副産物適正処理・再資源化に関する事項

工事の施工等にあたっては、まず建設副産物の発生抑制に努め、発生したものについては再使用、再生利用を徹底し、そして熱回収が可能なものは熱回収を行うことを基本として取り組むこととし、このための施工方法及び建設資材の選択等については積極的に提案すること。

#### 1 施工前に取り組む事項

建設副産物の発生抑制、分別解体等、再資源化等の中心的役割を担う者として、建設業法、建設リサイクル法その他の法令を遵守するとともに、発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備等を行うこと。

#### 《管理及び施工体制の整備》

- (1) 工事現場における建設副産物対策の責任者を明確にし、廃棄物処理計画の作成に努めること。
- (2) 請負代金の額が100万円以上の場合には、次の事項を行うこと。
  - ア 次項Ⅲに基づき建設副産物情報交換システムに工事情報を登録すること。
  - イ 建設副産物情報交換システムから出力する等をして、「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成し、施工計画書に添付するとともに、監督員に提出して説明すること。
  - ウ 上記イで作成した内容に変更が生じたときは、速やかに「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を変更し、その変更内容を監督員に速やかに報告する。
  - エ 「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」は、公衆の見えやすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。
- (3) 体積が500m<sup>3</sup>以上ある建設発生土を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合には、資源有効利用促進法に規定する「確認結果表」を作成し、上記イ、ウ及びエと同様に行うこと。
- (4) 対象建設工事においては、契約前に発注者に提出した「説明書」を施工計画書に添付すること。
- (5) 再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書及び廃棄物処理計画等の内容については、現場担当者の教育、協力業者に対する周知徹底と明確な指導を行うこと。

#### 《下請契約》

- (6) 工事の一部を下請発注し、生じた建設廃棄物を処理委託する場合は個別に直接処理委託の契約をすること。
- (7) 分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に努めること。
- (8) 対象建設工事にあつては、発注者に提出した「説明書」の内容を下請負人に告げるとともに、分別解体等の計画等に沿った施工、特定建設資材廃棄物の再資源化について指導を徹底すること。
- (9) 対象建設工事の下請契約には、建設業法による事項の他、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を記載すること。
- (10) 解体工事を下請けさせる場合は、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る許可業者（※）又は、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録業者に発注すること。  
ただし、解体工事業登録業者は請け負うことができる工事の規模に制限があるので注意すること。

#### 《事前調査等》

- (11) 対象建設工事においては、建設工事の着手に先立ち対象建築物等及びその周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、残存物品の有無、付着物の有無等の調査を行うこと。
- (12) 調査結果に基づき、作業場所及び搬出経路の確保、残存物品の搬出や付着物の除去など適正な工事を実施するための措置を講ずること。

#### 《再生品の利用》

- (13) 建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材については、利用用途に応じた品質等を考慮した上で、次の事例を参考とし、可能な限り利用すること。
  - ア 道路等の舗装の路盤材、建築物の砂利・砂・割り石等の材料は、原則として、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づく県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場から再生砕石等を調達すること。ただし、再生砂（RC-10）の利用に当たっては、製造者側から試験結果報告書入手し六価クロムに係る環境基準の適合確認をした上で、県監督員に報告書を提出し、確認を受けることとする。  
なお、請け負った工事において再生砕石等を使用する場合は、上記要領に基づき、施工計画書に当該指定工場の材料試験成績書を添えて、建設リサイクル資材利用（変更）計画書を監督員に提出し承諾を受けること。  
また、工事が完了したときは、上記要領に基づき、当該工事に使用した再生砕石等の使用量を建設リサイクル資材利用報告書に再生骨材購入指定工場の納入証明を受け、監督員に提出すること。

イ 建築工事の内装材等及び道路舗装材には、「工事における環境配慮型公共工事の推進に関する特記仕様書」を参考に、パーティクルボードや再生加熱アスファルト混合物等の利用に努めること。

ウ この他、コンクリート型枠材としてのパーティクルボード（ストランドボード）等エンジニアードウッドの利用、法面の緑化材、雑草防止材等としての再生木質マルチング材等の利用を積極的に提案すること

## 2 施工に関する事項

分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法、労働安全衛生法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例等関係法令の遵守を徹底するとともにアスベスト、CCA処理木材、フロン類、非飛散性アスベスト、PCB等の取扱いには十分注意し、有害物質等の発生抑制及び周辺環境への影響の防止を図ること。

### 《発生抑制》

- (1) 端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択等について、次の事例を参考にし、積極的な提案を行うこと。
  - ア 解体時において再使用が容易に行える施工方法の採用
  - イ 耐久性の高い建築物等の建築等
  - ウ 使用済コンクリート型枠の再使用
  - エ コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の現場内破砕による路盤材等への再生利用
  - オ 建設汚泥の現場内での脱水、固化等による盛土材等への再生利用

### 《分別解体等》

- (2) 建設業者にあつては主任技術者（監理技術者）、解体工事業登録業者にあつては技術管理者を設置するとともに、工事の現場に標識を掲げること。
- (3) 建設副産物を、次の区分に留意して、種類ごとに分別しつつ工事を施工するよう努めること。
  - ア 建設廃棄物と建設発生土
  - イ 一般廃棄物（飲料の空缶や弁当がら、刈草等）と産業廃棄物（伐木材・伐根材等）
  - ウ 特別管理産業廃棄物（飛散性アスベスト廃棄物等）と再資源化できる産業廃棄物
  - エ 安定型産業廃棄物（がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、ゴムくず等）と管理型産業廃棄物（燃え殻、木くず、廃石膏ボード等）
- (4) 対象建設工事においては、分別解体等の計画等に定める、工事工程の順序、当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法により、現場において、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等をその種類ごとに確実に分別しつつ施工すること。

### 《再資源化等》

- (5) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等、建設発生土は、再生資源利用促進計画書に基づき、再資源化施設等に搬入するとともに、再生資源の活用に努めること。（再生資源利用促進計画書については、Ⅲ.を参照）
- (6) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は、原則として県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場へ搬入すること。  
その際には、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づき、搬出先その他のコンクリート塊等の再資源化に関する内容（再生資源利用促進計画書）を記載した施工計画書を監督員に提出するなど、所定の手続きを取ること。
- (7) 建設発生木材等は、原則として県土整備局の指定事業者の指定施設へ搬入すること。  
その際には、「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」に基づき、搬入先その他の建設発生木材等の再資源化に関する内容（再生資源利用促進計画書）を記載した施工計画書を監督員に提出するなど、所定の手続きを取ること。
- (8) 体積が500m<sup>3</sup>以上ある土砂を搬入した場合には、速やかに資源有効利用促進法に規定する「受領書」を搬入元の元請業者等に交付すること。

- (9) その他の建設廃棄物（特定建設資材廃棄物以外の廃棄物、対象建設工事でない工事による建設廃棄物）についても、可能な限り分別解体等を実施し、再資源化等に努めること。

《適正処理》

- (10) 廃棄物を処理する場合には、元請業者は、排出事業者として自らの責任において、廃棄物処理法等関係法令に基づき、可能な限り現場で減量化した後に適正に処理すること。
- (11) 廃棄物の処理を委託する場合には次の事項に留意すること。
- ア 運搬と処分についてそれぞれの許可業者と各々委託契約すること。また、吹き付けアスベスト除去工事等に伴い発生する飛散性アスベスト廃棄物等の特別管理産業廃棄物はその専門業者に委託すること。
- イ 適正な委託契約を行わない状況で、受託者が不法投棄等を行った時には、委託基準違反として委託者にも責任が及ぶことになるため、適正な委託費用をもって適切な委託契約を行い、併せて契約内容を確実に履行するよう関係者を指導監督すること。
- ウ 産業廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、最終処分（再生を含む。）が完了したことを確認すること。

### 3 施工の完了後に行う事項

- (1) 再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を作成した工事にあつては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）と照合した上で実施状況を記録し、建設副産物情報交換システムから出力する等をして、「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を作成し、監督に提出するとともに、その内容を報告する。
- (2) 再生資源利用促進計画(実施)書、再生資源利用計画(実施)書及び結果確認票は、5年間保すること。
- (3) 対象建設工事においては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）と照合して、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したことを確認したときは、速やかに「再資源化等報告書」を発注者に提出するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存すること。
- (4) 次項Ⅲ．に基づき建設副産物情報交換システムに工事情報を登録した場合は、上記(3)の建設リサイクル法に基づく再資源化等報告書は監督員に提出されたものとみなす。
- (5) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づき、当該工事で発生したコンクリート塊等の指定工場への搬入を完了したときは、速やかにコンクリート塊等搬入完了報告書に指定工場の証明を受けて監督員に報告すること。
- (6) 建設発生木材等については、「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」に基づき、当該工事で発生した建設発生木材等の指定施設への搬入を完了したときは、速やかに建設発生木材等搬入完了報告書に指定施設の証明を受けて監督員に報告すること。

上記(1)から(6)の書類は、完成検査時の確認事項とするので、契約工期内に提出等すること。

(参 考)

- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）（令和 4 年 6 月 17 日改正）（建設リサイクル法）
- 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針（平成 13 年 1 月 17 日 農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号）
- 神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針（平成 14 年 5 月 28 日 神奈川県告示第 366 号）
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）（令和 5 年 4 月 1 日改正）（ラージリサイクル法）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（令和 4 年 6 月 17 日改正）（廃棄物処理法）
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）（令和 3 年 9 月 1 日改正）（グリーン購入法）
- 建設副産物適正処理推進要綱（平成 14 年 5 月 30 日改正）

### Ⅲ. 建設副産物実態調査に関する事項

現場から発生する建設副産物についての発生量および再生資源利用量の実態把握について定める。

- 1 元請業者は、建設資材利用量の大小や有無及び建設副産物発生量・搬出量の大小や有無にかかわらず、当該年度に終了した最終請負額が100万円以上(税込)の工事(小規模工事等は除く)は、次項の建設副産物実態調査作業手順にもとづき調査データを提出するものとする。ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。

本調査の対象品目は、表1の通りである。

表1 調査対象品目

対象	調査対象品目	備考
搬入する建設資材	コンクリート	
	コンクリート及び鉄から成る建設資材	
	木材	
	アスファルト・コンクリート	
	土砂	
	砕石	
	塩化ビニル管・継手	
	石膏ボード	
	その他の建設資材	
搬出する建設副産物	コンクリート塊	
	建設発生木材A(柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの)	建設発生木材等のうち、解体木くず、新築端材木くず等が該当する。
	アスファルト・コンクリート塊	
	その他がれき類	
	建設発生木材B(立木、除根材などが廃棄物となったもの)	建設発生木材等のうち、建設工事(工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。)に伴って副次的に得られる伐木材、伐根材が該当する。
	建設汚泥	
	混合状態の廃棄物(建設混合廃棄物)	現場へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものとみなす。
	金属くず	
	廃塩化ビニル管・継手	
搬出する建設副産物	廃プラスチック(廃塩化ビニル管・継手を除く)	
	廃石膏ボード	
	紙くず	
	アスベスト(飛散性)	
	その他の分別された廃棄物	
	第一種～第四種建設発生土及び浚渫土(建設汚泥を除く)	

2 建設副産物実態調査のCOBRIS関連の作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。

なお、登録時期が令和7年5月以降となる場合は、コブリス・プラスにより登録し、作業手順等は一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページのマニュアルを確認すること。

- (1) 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ  
<http://www.recycle.jacic.or.jp/>  
 から建設副産物情報交換システム（COBRIS）にログインする。  
 システムの操作方法については、「各種マニュアル」ページ内の「建設副産物情報交換システム」の操作マニュアル「排出事業者用」を参照する。
- (2) 当初契約時点でのデータを入力する。（「再生資源利用（促進）計画書－建設リサイクルガイドライン様式－」の作成）
- (3) 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書（計画）」を印刷し、監督員に提出する。
- (4) 監督員確認後、工事検索画面から当該工事を検索し、「再生資源利用（促進）計画書－現場掲示用－」を印刷し、現場へ掲示する。
- (5) 工事完成時に実施書（最終データに修正）に書き換える。
- (6) 各種書類の印刷により、「チェックリスト」を出力し、必須エラーが発生していないことを確認する。
- (7) 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書（実施）」を印刷し、監督員に提出する。

### 3 データ入力上の留意点

- (1) 建設発生土の入力値について  
 建設発生土については、埋戻しなどのように、現場内利用がある場合には、建設副産物発生・搬出（一種発生土～浚渫土）には、「地山 $m^3$ 」で入力し、建設資材利用（土砂）には、「締め $m^3$ 」（表2、土量の変化率Cを考慮）で入力する。

表2 土量の変化率C

レキ質土		砂質土及び砂		粘性土		岩塊 玉石
レキ	レキ質土	砂	砂質土（普通土）	粘性土	高含水比粘性土	
0.95	0.90	0.95	0.90	0.90	0.90	1.00
軟岩Ⅰ	軟岩Ⅱ	中硬岩	硬岩Ⅰ			
1.15	1.20	1.25	1.40			

(例)

掘削 100 $m^3$ （地山 $m^3$ ）

埋戻し 20 $m^3$ （締め $m^3$ ） 「土砂 建設資材 利用量(A)」欄に入力する。

22 $m^3$ （地山 $m^3$ ） 「一種発生土～浚渫土 ②利用量」欄に入力する。

20 $m^3$ ／変化率C（仮に0.9とする）＝22 $m^3$

処分 78 $m^3$ （地山 $m^3$ ） 「一種発生土～浚渫土 ④現場外搬出量」欄に入力する。

$$100m^3 - 22m^3 = 78m^3$$

- (2) 建設資材利用について

ア 建設リサイクル資材を利用する場合は、建設資材利用の欄に以下の方法により入力する。

- ・表3にまとめる調査対象品目の分類ごとに建設リサイクル資材をそれぞれ入力する。建設リサイクル資材の品目名については、神奈川県県土整備局建設リサイクル資材認定資材一覧表（以下、認定一覧表という）を参照する。

表3 調査対象品目と建設リサイクル資材品目名

調査対象品目 (建設資材の「分類」)	建設リサイクル資材の品目名
土砂	再生改良土、再生流動性埋戻材
アスファルト・コンクリート	再生加熱アスファルト混合物
砕石	再生骨材等
コンクリート	再生コンクリート二次製品(無筋)※
	再生舗装用ブロック(平板、インターロッキングブロック、レンガブロック等)
	再生骨材コンクリート
コンクリート及び鉄から成る建設資材	再生コンクリート二次製品(有筋)※
木材	再生木質ボード
	再生集成材・合板
塩化ビニル管・継手	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管

※ 再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が無筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート」に、再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が有筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート及び鉄から成る建設資材」に入力する。

- ・ 「規格」は認定一覧表の「寸法・規格等」を入力する。
- ・ 「再生資材の供給元施設、工事等の名称」については認定一覧表の「製造工場」を入力し、「再生資材の供給元場所住所」については、認定一覧表の製造工場の住所を入力する。
- ・ 「再生資材利用量」は、利用量と同じ値を入力する。

イ 新材を利用する場合は、調査対象品目の中で箇所を変えて入力する。また、その際の「再生資材利用量」には0を入力する。

ウ RC-10(再生砂)を利用する場合は、「土砂」の「再生コンクリート砂」欄に入力する。

(3) 建設副産物発生・搬出(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材A・B、建設汚泥、建設発生土(第一種～第四種建設発生土及び浚渫土))について

ア コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場に搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。

イ 建設発生木材等のうち解体木くず、新築端材木くずを県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材A(柱、ボードなどの木製資材が廃棄物になったもの)」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。

ウ 建設発生木材等のうち伐木材、除根材を県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材B(立木、除根材などが廃棄物となったもの)」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。

エ 建設汚泥を一部であっても改良土等に処理している施設などに搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。

オ 再利用が決まっている建設発生土を仮置き場に搬出する際は、「搬出先の種類のコード」を「5 工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がある決定)」と選択する。

#### IV. 建設副産物実態調査におけるCOBRISの利用について

建設副産物実態調査データ入力に使用していたCREDAS入力システムに、セキュリティ上の問題があり使用中止となることを踏まえ、これに代わる入力ツールとして、建設副産物情報交換システム（COBRIS）を利用することとする。

調査対象は契約金額が 100 万円以上（税込み）の工事全てとし、加入方法や利用方法についてはつぎのとおり。

- ① 一般財団法人日本建設情報総合センターの建設副産物情報センターのホームページ <http://www.recycle.jacic.or.jp/> から COBRIS に加入すること。  
また加入方法等についての問合せ窓口は  
一般財団法人日本建設情報総合センター 建設副産物情報センター  
TEL 03-3505-0410  
MAIL recycle@jacic.or.jp へ問い合わせること。
- ② 当初契約時点でのデータを入力する。（再生資源利用(促進)計画書—建設リサイクルガイドライン様式—、「建設リサイクル法第 10 条通知別表」（通知対象の場合）の作成）
- ③ 各種書類の印刷により、再生資源利用(促進)計画書—建設リサイクルガイドライン様式—、「建設リサイクル法第 10 条通知」（通知対象の場合）を印刷し、施工計画書に添付する。
- ④ 工事完成時に実施書（最終データに修正）に書き換える。
- ⑤ 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を印刷し、監督員に提出する。
- ⑥ 各種書類の印刷により、「再生資源利用(促進)実施書—建設リサイクルガイドライン様式—」を印刷し、監督員の確認を受ける。
- ⑦ 完成図書に「再生資源利用(促進)実施書—建設リサイクルガイドライン様式—」を添付する。

## 「工事实績情報システム」の登録に係る特記仕様書

本特記仕様書は三浦市上下水道部が発注する工事請負代金額（消費税を含む）が500万円以上のすべての工事に適用する。

(1) 請負者は、工事实績情報システム（CORINS：コリンズ）入力システム（（財）日本建設情報総合センター）に基づき受注・変更・完成時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し、監督員に内容の承諾を受けたうえ、受注時は契約後、土日・祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更があった時は変更があった日から土日・祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に（財）日本建設情報総合センターに登録申請を行わなければならない。

また、請負者は、登録内容の変更があった場合においても、「工事カルテ」を作成し、監督員の承諾を受けた上、適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

(2) 変更時の登録は、工期・配置技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負金額のみの変更の場合は、原則として変更登録を要しないものとする。ただし、工事請負代金が2,500万円以上に変更となる場合には、変更時の登録を行うものとする。

(3) 請負者は、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

### 【CORINS登録についての問合せ先】

財団法人 日本建設情報総合センター（JACIC）

〒107-8416 東京都港区赤坂7丁目10番20号（アカサセブンスアベニュービル4階）

CORINSセンター TEL：03-3505-0411 FAX：03-3505-2665

## 舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書

(趣旨)

第 1 条 この特記仕様書は、神奈川県土木工事共通仕様書等に定めるもののほか、舗装版切断時に発生する濁水の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第 2 条 神奈川県三浦市上下水道部が発注する工事で、舗装版の切断作業に適用する。

(処理方法)

第 3 条 舗装版切断作業時に発生した濁水については、産業廃棄物の汚泥として処理すること。

(条件)

第 4 条 受注者は、産業廃棄物の汚泥の処分業許可を得ている業者と委託契約を締結しなければならないものとする。

2 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、産業廃棄物の汚泥の収集運搬業許可を得ている業者と委託契約を締結しなければならないものとする。

(提出書類等)

第 5 条 受注者は、施工計画書に舗装版切断時に発生する濁水の収集・運搬・処分に関する計画書、受注者と処分業者とで締結した委託契約書の写し及び処分業者の許可証の写しを添付すること。また、受注者が濁水の収集運搬を委託した場合は、受注者と収集運搬業者とで締結した委託契約書の写し及び収集運搬業者の許可証の写しを添付すること。

2 受注者は、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

(その他)

第 6 条 この特記仕様書に疑義が生じた場合は、別途監督員と協議するものとする。

2 適用歩掛りを参考として別紙に記載する。

## 排出ガス対策型建設機械の使用について

### 1. 使用機械について

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号 最終改正平成12年12月25日建設省経機発第118号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット (以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。

### 2. ダンプトラック等による過積載等の防止について

- ① 工事用資材等の積載超過のないようにすること。
- ② 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- ③ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
- ④ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
- ⑤ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置」(以下、法という)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- ⑥ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- ⑦ ①から⑥のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

## 工事における「環境に配慮した公共工事の推進」に関する特記仕様書

三浦市上下水道部は「県土整備局の環境に配慮した公共工事の推進についてのガイドライン」に基づいて、環境に配慮した公共工事の推進を行うこととしている。

よって、本工事の実施にあたってはこれらの内容を理解した上で、下記の項目についての現場での環境配慮の取り組みを積極的に推進することを心がけること。

なお、貴社がISO14001を取得している場合は、認証内容を監督員に説明し相互理解に努めること。

1. 地球温暖化防止、工事現場周辺住民への環境配慮に資するため、場内での車両のアイドリングストップ等に努めること。
2. 場内で発生する、一般廃棄物や産業廃棄物について、分別を徹底し、資源として再利用できるものは再利用し、廃棄すべき物は適切な処理を行うこと。
3. 現場から搬出する建設副産物及び利用する資材については、建設副産物にかかる特記仕様書に従い、「再生資源利用（促進）実施書」にもれなく記載すること。
4. 現場で利用する資機材等は、神奈川県ホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/cnt/f7309/>) に掲載された「県土整備局公共工事グリーン調達基準」の利用方針及び設計書を参考にすること。  
また、下表の認定対象品目のうち、レ印が記入されたものについては、神奈川県ホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/cnt/f7309/>) に掲載された「神奈川県県土整備局建設リサイクル認定資材一覧表」の「率先利用認定資材」欄に○印が記入されたものの中から利用すること。
5. 工事箇所の現場状況を十分考慮し、自然環境の保全に努めること。
6. 施工に際して、建設廃棄物の発生抑制を心がけること。
7. 「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱い要領」等の趣旨に基づいて「再生砕石」、「再生過熱アスファルト混合物」の使用を推進すること。また、建設発生木材、建設汚泥についても発生抑制、再利用の方法を検討し、できるだけ廃棄物が生じない工夫を行うこと。

県土整備局公共工事グリーン調達基準  
(特定調達品目)

資材	土工用水砕スラグ	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材
	地盤改良用製鋼スラグ	高炉スラグ骨材	フェロニッケルスラグ骨材
	銅スラグ骨材	電気炉酸化スラグ骨材	間伐材
	高炉セメント	フライアッシュセメント	エコセメント
	透水性コンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	下塗用塗料（重防食）
	低揮発性有機溶剤型の路面表示水性塗料	高日射反射率塗料	高日射反射率防水
	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	LED道路照明	再生プラスチック製中央分離帯ブロック
	断熱サッシ・ドア	製材	単板積層材
	直交集成材	フローリング	木材・プラスチック再生複合材製品
	照明制御システム	変圧器	吸収冷温水器
	氷蓄熱式空調機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	送風機
	ポンプ	自動水栓	自動洗浄装置及びその組み込み小便器
	大便器	再生材料を使用した型枠	
建設機械	排出ガス対策型建設機械	低騒音型建設機械	
工法	低品質土有効利用工法	建設汚泥再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法
	路上表層再生工法	路上再生路盤工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法
	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法		
目的物	排水性舗装	透水性舗装	屋上緑化

(認定対象品目)

資材	<input type="checkbox"/> 再生加熱アスファルト混合物	<input type="checkbox"/> 再生骨材等	<input type="checkbox"/> 再生コンクリート二次製品
	<input type="checkbox"/> 再生舗装用ブロック (平板、インターロッキングブロック)	<input type="checkbox"/> 再生木質ボード	<input type="checkbox"/> 排水・通気用再生硬質塩化ビニル管
	<input type="checkbox"/> 再生セラミックタイル	<input type="checkbox"/> 再生ビニル系床材	<input type="checkbox"/> 再生人造鉱物繊維断熱材 (グラスウール断熱材・ロックウール断熱材)
	<input type="checkbox"/> 再生骨材コンクリート	<input type="checkbox"/> 再生改良土	<input type="checkbox"/> 再生バーク堆肥
	<input type="checkbox"/> 再生集成材・合板	<input type="checkbox"/> 再生モルタル	<input type="checkbox"/> 再生流動性埋戻材

## 週休2日制確保工事に関する特記仕様書（土木工事）

### 1 週休2日制確保工事について

- ・ 本工事は、「三浦市週休2日制確保工事試行要領（土木工事）」に基づき実施するものとする。
- ・ 本工事は、「現場閉所による週休2日制工事」として実施する。
- ・ 実施要領や提出書類等は、下記のホームページから入手すること。

〈入手先〉

三浦市ホームページ（週休2日制確保工事）

[https://www.city.miura.kanagawa.jp/shigoto\\_sangyo\\_machizukuri/nyusatsu\\_keiyaku/11074.html](https://www.city.miura.kanagawa.jp/shigoto_sangyo_machizukuri/nyusatsu_keiyaku/11074.html)

## 概算数量設計についての特記仕様書

- (1) 本工事は、概算数量設計で積算している。
- (2) 概算数量設計とは、当初設計時に使用する数量の全部または一部を概数で積算している設計書である。
- (3) 概数は、設計図書に添付されている管割図から算出された配水管布設延長や、標準横断図及びCADの機能により算出された数量を使用している。
- (4) 受注者は、契約後に監督職員と現地立会いを行い、起点・終点及び境界鉋等の位置を確認する。また、監督職員の指示に基づき施工範囲を確定し現地調査や測量など現地照査の結果を踏まえ、当初数量を確定する。
- (5) 受注者は、当初数量や現地照査の結果を踏まえて施工計画書を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。
- (6) 受注者は、作成した施工計画書内の数値を施工管理基準値として施工・出来形管理を行うものとする。
- (7) 現場施工完了後には、当初数量と出来高数量との精査を行い、相違があれば任意の様式により数量計算書及び変更数量を作成し、打合せ簿として提出すること。
- (8) 発注者は、提出された変更数量を精査し、数量が適正だと判断されれば、その数量により設計変更を行う。また、施工条件等に変更が生じた場合も設計変更を行う。
- (9) 受注者側から変更数量が提出されなければ、設計変更は行わない。

## 工事設計書について

(1) 本設計書において使用している積算基準書や労務単価、土木工事資材等単価は以下のとおり。

- ・土木工事標準積算基準書（土木工事編）令和7年7月改定
- ・労務単価：令和8年度公共工事設計労務単価5月改定
- ・土木工事資材等単価表：令和8年5月改定

(2) 本工事の経費計上については以下のとおり。

工種：舗装工事

場所・区分：一般交通影響あり②

前払い率：35%を超える場合

契約保証：補正なし

週休割増補正：月単位（現場閉所）

# 施工条件明示書

工事名：令和8年度 改良事業 ずい道配水池(入口)流量計設置工事に伴う路面本復旧工事

明示項目	対象の有無	明示事項	内 容	関連特記仕様書等												
工程関係	<input type="checkbox"/>	1. 他工事の開始又は完了の時期による影響	影響が生じる他の工事 影響箇所 影響する内容 他の工事の開始時期 令和 年 月 日 他の工事の開始時期 令和 年 月 日													
	<input type="checkbox"/>	2. 施工時期、施工時間及び施工方法の制限	制限を受ける施工内容 制限を受ける施工時期 ~ 制限を受ける施工時間 開始 時 分 から 時 分 まで 制限を受ける施工方法													
	<input type="checkbox"/>	3. 関係機関等との協議の未成立	未成立協議内容 協議成立見込み時期													
	<input checked="" type="checkbox"/>	4. 関係機関等との協議した結果、工程に影響を及ぼす項目と範囲	影響項目 交通管理者協議により、作業時間の制約が発生した場合は厳守すること。													
	<input type="checkbox"/>	5. 余裕工期を設定した場合の工事の着手時期	全体工期 ~ 着手時期 令和 年 月 日 留意事項													
	<input type="checkbox"/>	6. 地下埋設物・埋蔵文化財等の事前調査及び移設期間	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 45%;">地下埋設物・埋蔵文化財の種類</th> <th style="width: 55%;">事前調査・移設の期間</th> </tr> <tr> <td></td> <td>令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日</td> </tr> </table>	地下埋設物・埋蔵文化財の種類	事前調査・移設の期間		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					
	地下埋設物・埋蔵文化財の種類	事前調査・移設の期間														
	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日															
	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日															
	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日															
<input type="checkbox"/>	7. 設計上見込んでいる休日日数等以外の作業不能日数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 45%;">休日日数等以外の作業不能日数</th> <th style="width: 55%;">内 容</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	休日日数等以外の作業不能日数	内 容												
休日日数等以外の作業不能日数	内 容															
用地関係	<input type="checkbox"/>	1. 工事用地等の未処理部分	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">場 所</th> <th style="width: 20%;">範 囲</th> <th style="width: 50%;">処理の見込み時期</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>令和 年 月 日頃</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>令和 年 月 日頃</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>令和 年 月 日頃</td> </tr> </table>	場 所	範 囲	処理の見込み時期			令和 年 月 日頃			令和 年 月 日頃			令和 年 月 日頃	
	場 所	範 囲	処理の見込み時期													
			令和 年 月 日頃													
			令和 年 月 日頃													
		令和 年 月 日頃														
<input type="checkbox"/>	2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容	復旧場所 面積等数量 復旧方法 復旧における条件														
<input type="checkbox"/>	3. 工事用仮設道路・資器材置場用の民有地等の借地	使用目的 使用場所 使用範囲 使用時期 使用期間														
<input type="checkbox"/>	4. 発注者が借り上げた土地の使用	使用目的 使用場所 使用範囲 使用時期 令和 年 月 日頃 使用期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日														

明示項目	対象の有無	明示事項	内 容				関連特記仕様書等	
公害関係	<input checked="" type="checkbox"/>	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）対策	対象となる工種 施工方法の制限 機械施設の制限 作業時間の制限	全工種 掘削機械、締固め機械、ダンプトラック等 開始 時 分 から 時 分 まで				
	<input type="checkbox"/>	2. 水替え・流入防止施設	対象となる工種 使用期間	日間				
	<input checked="" type="checkbox"/>	3. 濁水、湧水等の処理対策	対象工種 舗装版切断工	処理方法	切断時の濁水処理については産業廃棄物処理の建設汚泥として処理すること。		備考	
	<input type="checkbox"/>	4. 事業損失防止関係	調査対象	事前・事後	調査範囲 対象件数	調査方法		
安全対策関係	<input type="checkbox"/>	1. 交通安全施設等の指定	交通安全施設	工 種	設置期間	内 容		
	<input type="checkbox"/>	2. 近接工事での施工方法、作業時間等の制限	近接する施設 施工方法の制限 作業期間の制限 作業時間の制限	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 開始 時 分 から 時 分 まで				
	<input type="checkbox"/>	3. 落石、土砂崩落等に対する防護施設	防護施設の内容					
	<input checked="" type="checkbox"/>	4. 交通誘導員、警戒船等の保安設備、保安要員の配置	保安要員種別 交通誘導警備員B	規制等方法	交代要員 無し	配置時間帯 8:00~17:00	人員数・規格 交通誘導員算定表参照	
	<input type="checkbox"/>	5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の換気設備等対策	危険要因	工 種	危険防止対策の工法内容、設備の規格・規模			
工事用道路関係	<input type="checkbox"/>	1. 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等の制限	搬入経路 使用期間 使用時間帯	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 開始 時 分 から 時 分 まで				
	<input type="checkbox"/>	2. 搬入路の使用中和び使用後の処置	区間 期間 処置内容	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
	<input type="checkbox"/>	3. 仮設道路の設置	区間 安全施設の内容 安全施設の期間 工事終了後の処置 維持補修内容	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 存置・撤去				

明示項目	対象の有無	明示事項	内 容				関連特記仕様書等
仮設備関係	<input type="checkbox"/>	1. 仮設備（仮主留、足場等）の他の工事への転用もしくは兼用	【他工事へ引き渡す場合】 仮設備の内容 引き渡し時期 令和 年 月 日頃 維持管理等条件				
			【引き継いで使用する場合】 仮設備の内容 引き継ぎ時期 令和 年 月 日頃 確認事項 条件等				
	<input type="checkbox"/>	2. 仮設備の構造及び施工方法の指定	仮設備の構造 仮設備の施工方法				
	<input type="checkbox"/>	3. 仮設備の設計条件の指定	指定内容				
建設副産物関係	<input type="checkbox"/>	1. 残土の受入れ及び仮置き場所までの距離、保管条件	指定処分の有無 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 指定処分の場合の受入地 km 仮置きの有無・距離 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 km 仮置き場の選定条件				
	<input checked="" type="checkbox"/>	2. 建設副産物及び建設廃棄物の処理	名称	受入場所	運搬距離	受入条件	備考
			As塊	横須賀地区廃棄物処理施設（公共）	6.8km	受入先の条件による	
			路盤材	横須賀地区廃棄物処理施設（公共）	6.8km	受入先の条件による	
工事支障物件等	<input type="checkbox"/>	1. 占有物件の有無及び占有物件等による工事支障物の存在	支障物件	占有者	移設・撤去・防護の時期	移設・撤去・防護の期間	
	<input type="checkbox"/>	2. 地上、地下等の占有物件工事との重複施工	占有物件工事の有無 有・無 占有者 工事期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
薬液注入関係	<input type="checkbox"/>	1. 薬液注入工法の施工	工法区分 材料種類 施工範囲 孔数量 注入量				
	<input type="checkbox"/>	2. 周辺環境への調査					
その他	<input type="checkbox"/>	1. 工事用資機材の保管及び仮置き	工事用資機材名称 保管・仮置き場所 保管・仮置き期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				

明示項目	対象の有無	明示事項	内 容					関連特記仕様書等
			現場発生品	再利用の有無	数量	引渡し場所	運搬距離	
	<input type="checkbox"/>	2. 工事現場発生品						
	<input type="checkbox"/>	3. 支給材料及び貸与品	支給・貸与品名称 数量・品質 規格又は性能 引渡し期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 支給・貸与品名称 数量・品質 規格又は性能 引渡し期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 支給・貸与品名称 数量・品質 規格又は性能 引渡し期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 支給・貸与品名称 数量・品質 規格又は性能 引渡し期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日					
	<input type="checkbox"/>	4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等						
	<input type="checkbox"/>	5. 架設工法の指定	施工方法					
	<input type="checkbox"/>	6. 工事用電力等の指定						
	<input type="checkbox"/>	7. 新技術・新工法・特許工法の指定	工法名称 内容					
	<input type="checkbox"/>	8. 部分使用	使用箇所 使用時期 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日					
	<input type="checkbox"/>	9. 給水の必要	取水箇所 方法等					
	<input type="checkbox"/>							

※上記以外に条件明示が必要な場合は、追加して条件を明示すること。

# 位置図



潮風スポーツ公園野球場

妙音寺

施工箇所

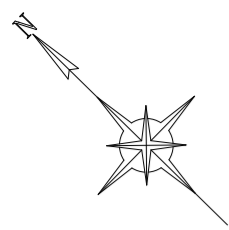
潮風スポーツ公園  
多目的グラウンド

ずい道配水池(入口)

初声町下宮田

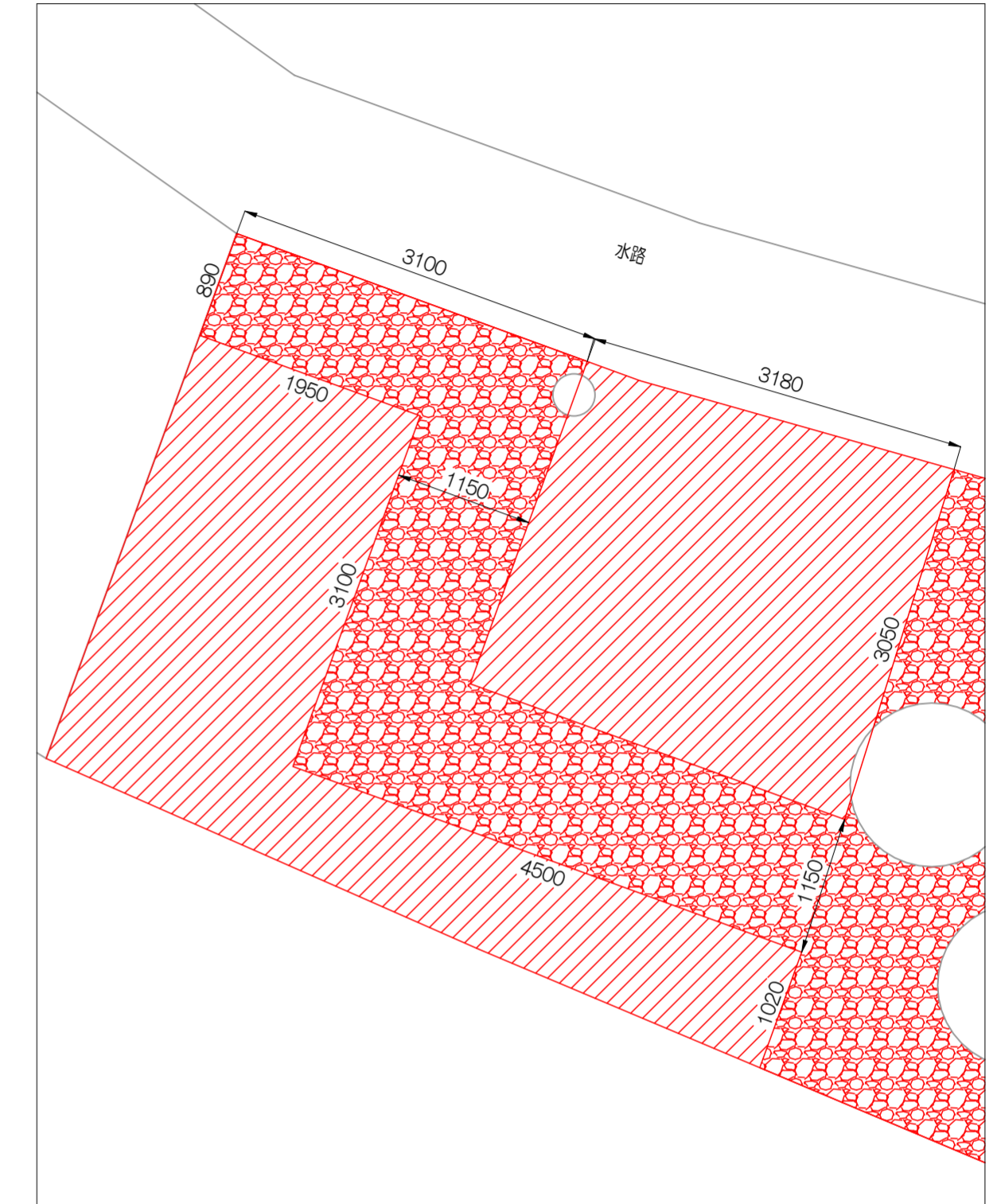
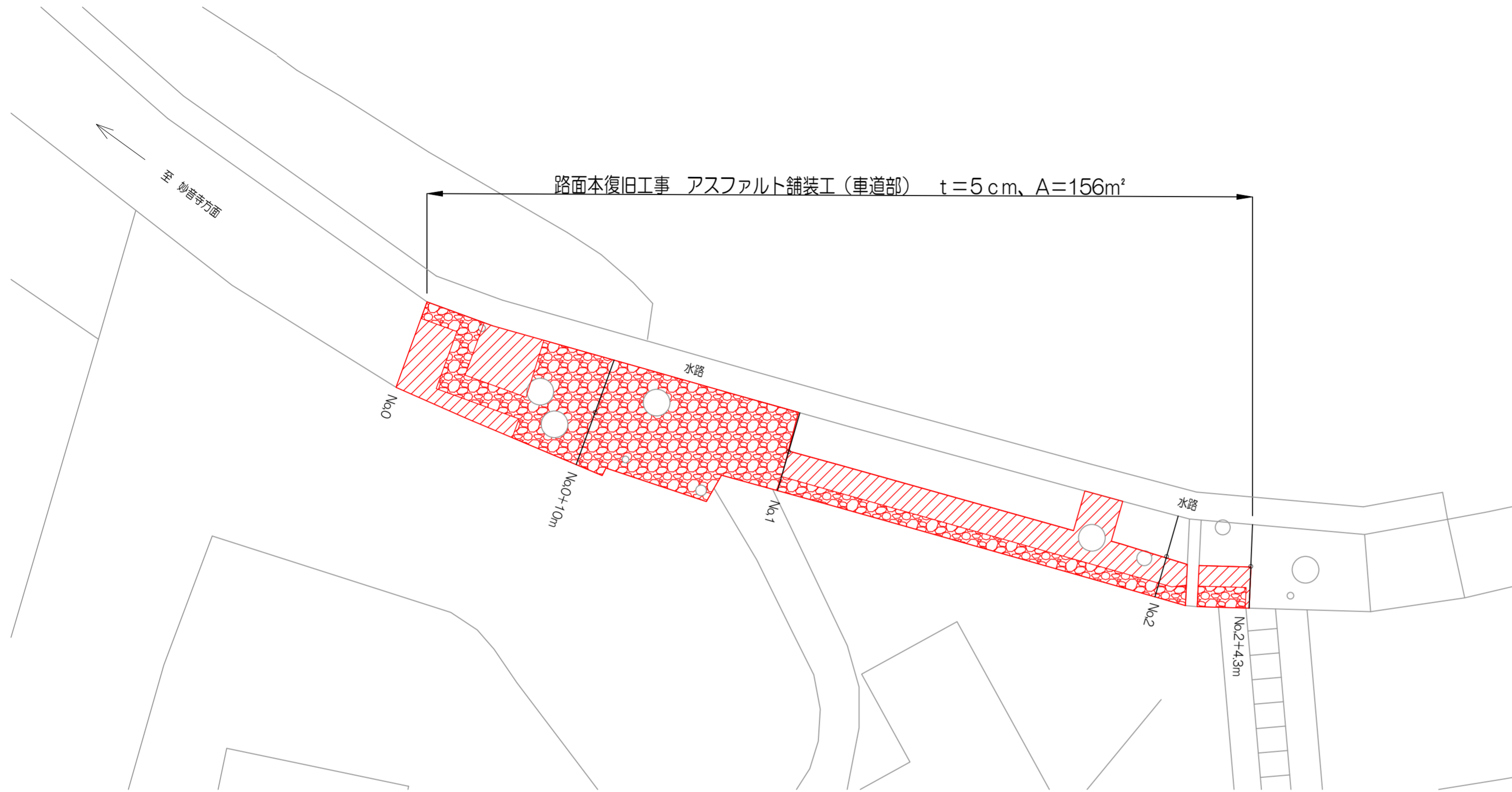
至三崎口駅方面

至引橋交差点方面



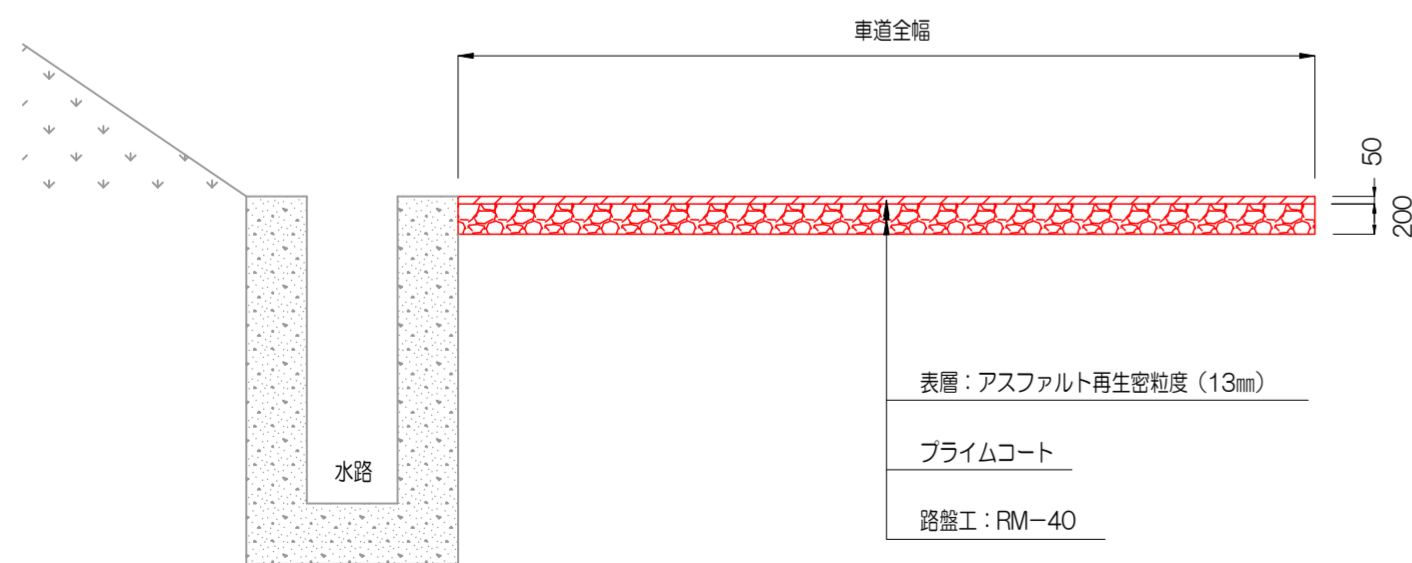
平面図 S = 1 : 200

平面詳細図 S = 1 : 50  
No.0~No.0+10m

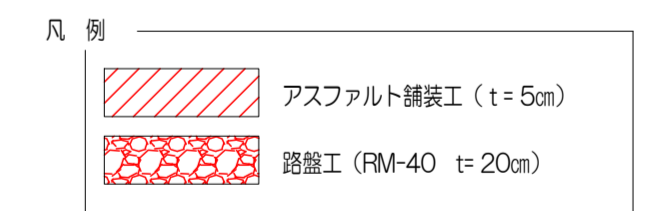
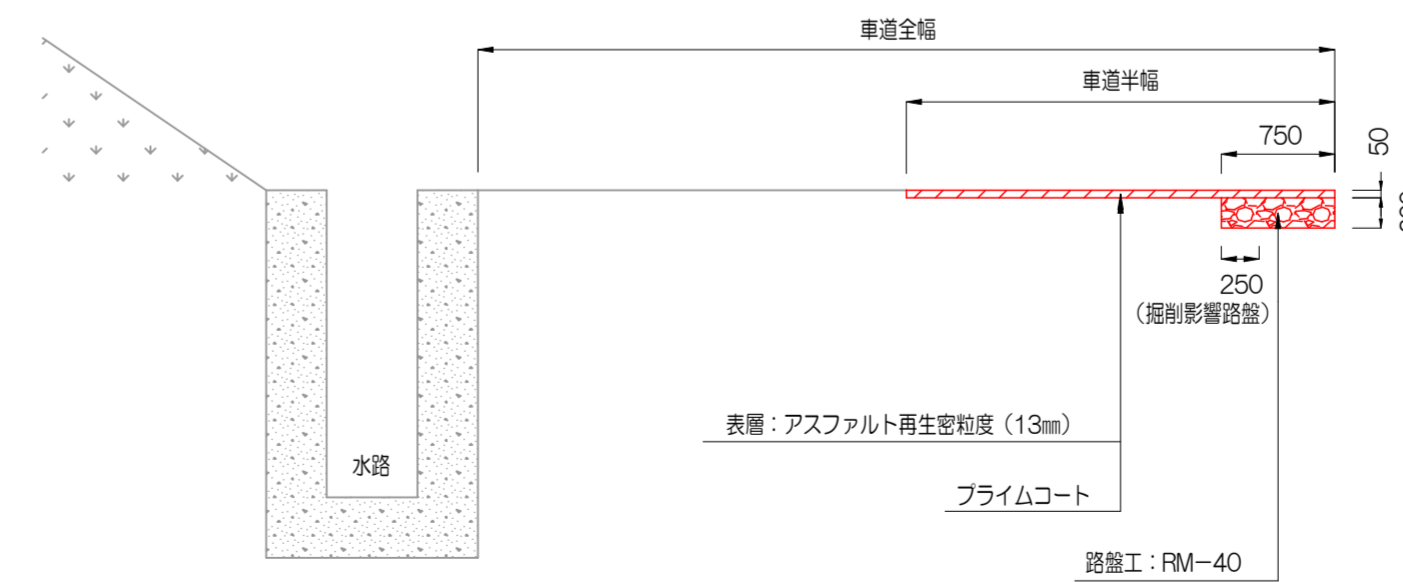


車道部標準横断図  
S = 1 : 50

No.0+10m地点



No.2地点



工事名称	令和8年度 改良事業 ずい道配水池(入口)流量計設置工事 に伴う路面本復旧工事		
工事箇所	三浦市初声町下宮田地内		
図面名称	平面図・横断図		
図面番号	1 / 1	縮尺	図示
設計	令和8年 月	監督者	設計
三浦市上下水道部			

路面本復旧工事規模		
工種	数量	単位
アスファルト舗装工(車道部) t=5cm	156	m <sup>2</sup>